

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【公開番号】特開2017-109823(P2017-109823A)

【公開日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2017-023

【出願番号】特願2015-244562(P2015-244562)

【国際特許分類】

B 6 6 B 11/08 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 11/08 A

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ロープを巻き掛け可能に設けられたシーブと、

前記シーブを回転駆動させる電動機と、

前記シーブおよび前記電動機を支持するベースと、

を備え、

前記電動機は、

前記シーブに連結され、中心軸回りに回転する回転子鉄心と、

前記回転子鉄心の径方向外側に配置された円筒状の固定子鉄心と、

前記固定子鉄心との間で通気空間を形成し、前記通気空間の内外を連通する吸気口および排気口が設けられたフレームと、

を備え、

前記排気口には、前記フレームの内側から前記フレームの外側に排気するプロワが配置されている巻上機。

【請求項2】

前記固定子鉄心の外周面に対向する前記フレームの内周面に固定され、前記固定子鉄心の前記外周面に当接する支持リブを備える請求項1に記載の巻上機。

【請求項3】

前記通気空間は、前記回転子鉄心の周方向に連続して設けられ、

前記排気口は、前記中心軸を挟んで前記吸気口とは反対側に設けられている請求項1または2に記載の巻上機。

【請求項4】

前記通気空間には、前記通気空間を前記固定子鉄心の周方向に分割する第1仕切板および第2仕切板が配設され、

前記第1仕切板は、前記通気空間内から前記吸気口内に延び、

前記第2仕切板は、前記通気空間内から前記排気口内に延びている請求項1から3のいずれか1項に記載の巻上機。

【請求項5】

前記吸気口は、第1吸気口および第2吸気口を含み、

前記排気口は、第1排気口および第2排気口を含み、

前記通気空間には、前記通気空間を前記固定子鉄心の周方向に分割し、第1空間と第2空間とを形成する第1仕切板および第2仕切板が配設され、

前記第1空間の前記周方向における一端部には前記第1吸気口が形成され、

前記第1空間の前記周方向における他端部には前記第1排気口が形成され、

前記第2空間の前記周方向における一端部には前記第2排気口が形成され、

前記第2空間の前記周方向における他端部には前記第2吸気口が形成されている請求項1から3のいずれか1項に記載の巻上機。

【請求項6】

前記第1空間の両端部は、前記中心軸の軸方向から見て前記第2空間と重なっている請求項5に記載の巻上機。

【請求項7】

前記固定子鉄心、前記回転子鉄心および前記フレームを前記中心軸の軸方向の両側から囲うカバーを備え、

前記カバーには、前記カバーの内外を連通する通風口が形成され、

前記フレームには、前記通気空間と、前記カバーの内側と、を連通する貫通孔が形成されている請求項1から6のいずれか1項に記載の巻上機。

【請求項8】

前記フレームに接続され、前記回転子鉄心および前記固定子鉄心を前記中心軸の軸方向の外側から囲うカバーを備え、

前記回転子鉄心と前記カバーとの間には、前記回転子鉄心の回転に伴って回転するファンが配設され、

前記カバーには、

前記カバーを貫通する第1通風口と、

前記第1通風口よりも前記径方向の外側に設けられ、前記カバーを貫通する第2通風口と、

が形成されている請求項1から6のいずれか1項に記載の巻上機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

実施形態の巻上機は、ロープを巻き掛け可能に設けられたシープと、シープを回転駆動させる電動機と、シープおよび電動機を支持するベースと、を備えている。電動機は、シープに連結され、中心軸回りに回転する回転子鉄心と、回転子鉄心の径方向外側に配置された円筒状の固定子鉄心と、固定子鉄心との間で通気空間を形成し、通気空間の内外を連通する吸気口および排気口が設けられたフレームと、を備えている。排気口には、フレームの内側からフレームの外側に排気するプロワが配置されている。